

女性に対する暴力をなくそう

なぜ女性に対する暴力は生まれるのか？



そもそも、なぜ女性に対する暴力が生まれるのでしょうか。その社会的背景を考えてみます。

暴力は、自己の欲望を満たすため、また自己への服従を強いるために、あるいは感情のはけ口とするために用いられるなど、相手の苦しみや屈辱を無視して行われるものであり、女性の人権の軽視とも言えるのではないのでしょうか。

また、暴力を振るう男性に対する認識についてはどうでしょうか。攻撃的であることは、男らしさの一形態であり、ある程度は許されると受け止める風潮や、男性の感情は衝動的な面があり、自分で抑制できなくてもやむを得ないとする風潮があるなど、男性が女性に暴力を振るうことを社会が見過しがちであるのではないのでしょうか。

しかし、**どのような理由があっても暴力は犯罪なのです。**

女性に対するさまざまな暴力

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、**女性に対する暴力は重大な人権侵害**であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

決して許されるものではありません。しかし今の日本の現状や、男女の置かれている社会構造の実態を考えると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

本来、暴力はその対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、



第5次男女共同参画基本計画

昨年12月に国の第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。このなかでは、11の重点分野の一つとして、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が掲げられています。

国は、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題であるとし、被害者への包括的な支援や、加害者や傍観者にならない教育なども含め、暴力を容認しない社会環境の整備が必要とされています。



貝塚市の取り組み

市が平成25年に策定した「貝塚市男女共同参画計画(第3期)コスモスプラン」が令和4年度末で目標年次を迎えます。

前回策定から10年が経過し、社会情勢、市民の意識や価値観は変化しています。これに対応するため、令和5年度からの10年を計画期間とする「貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプラン」を策定します。

その中には、国の第5次計画や社会情勢をふまえた「女性に対するあらゆる暴力の根絶」についても定める予定です。

誰ひとり暴力の被害者にならない、加害者にならないために...

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、その重大性は十分認識されているとは言えない状況にあります。被害者への支援はもちろんのこと、暴力の加害者にならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備など、国の施策として必要なものもありますが、大切なのは、**みなさん一人ひとりが他人事ではなく、自分もしくは大切な人が被害者になるかもしれない、また決して加害者になってはいけない、という気持ちを持つことではないでしょうか。**



相談窓口

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891 (連絡すると、最寄りのワンストップ支援センターに繋がります)

大阪府の配偶者暴力相談支援センター
☎06-6946-7890 年間を通じて24時間対応
☎06-6949-6022 午前9時~午後8時(年末年始・祝日を除く)

貝塚市女性相談

女性の悩みなど専門の女性相談員(心理カウンセラー)と一緒に解決策を考えます。相談は無料で秘密は守ります。

●面接相談(要予約) | 第2・4月曜 午後1時~4時(一人45分)

予約・問合せ先 人権政策課 ☎072-433-7160 平日午前8時45分~午後5時
人権政策課ではDVを含めた人権相談も行っています。